

市議会だより第242号 3面常任委員会報告の訂正について

総務生活常任委員会の川西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての記事において、令和5年5月から多機能端末機にスマートフォンをかざすことで住民票等を発行できるサービスが開始されているとの記載がありますが、この時点において、スマートフォンを多機能端末機にかざして住民票等を発行することはできません。お詫びして訂正いたします。